

# ごみ減量化及びごみ収集の効率化 に関する調査研究

平成26年3月

大 阪 府 四 條 畷 市 一般財団法人 地方自治研究機構

### はじめに

地方分権の進展、急速な少子高齢化社会の到来をはじめとして社会経済情勢が大きく変化する 今日において、地方公共団体を取り巻く時代環境は厳しさを増しています。そのような中で地方 公共団体は安心・安全の確保、地域産業の振興、地域の活性化、公共施設の維持管理、行財政改 革等の複雑多様化する課題に対応していかなくてはなりません。また、住民に身近な行政は、地 方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域 の諸課題に取り組むことが重要となってきています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、 個々の地方公共団体が抱える課題を取り上げ、当該地方公共団体と共同して、全国的な視点と地 域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は3つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りま とめたものです。

近年の全国の地方自治体で、循環型社会の形成に向けたごみの減量化や再資源化が大きな課題となっています。一般廃棄物に占める割合が高い家庭系ごみのなかには、プラスチック製容器包装をはじめ多くの資源化可能物が含まれています。こうした資源化可能物の再資源化を社会的に進めることは、環境への負荷を軽減するだけではなく、ごみ減量化を通じた収集の効率化にも大きく貢献するとされています。しかし、こうした取組は住民、地域社会、行政との連携した取組が重要となっています。

本調査の対象地である大阪府四條畷市は、高度経済成長期以降、急激に人口が増加したため、市内には多様な地域コミュニティが形成され、ごみの排出する対する意識や取組に地域差が生じています。また、市内には密集した市街地や狭隘な道路等も多くみられ、ごみ収集の効率化も課題となっています。現在、市では、住民ニーズに対応したごみ収集のあり方を見直すとともに、ごみの減量目標を定め、環境に配慮したまちづくりを進めています。本調査では、ごみ組成調査、収集実態調査、市民アンケート調査等を実施し、ごみ減量化・再資源化の対象となる品目、ごみ収集体制等に係る問題点・課題、ごみの減量化等に対する住民意識等について調査分析を行い、本市のごみの減量化や効率的なごみ収集のあり方について検討を行いました。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員をはじめ、関係者の方々から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、四條畷市と当機構が共同で行ったものです。ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば幸いです。

平成 26 年 3 月

財団法人 地方自治研究機構 理事長 山 中 昭 栄

## 目 次

| 序章 調査研究の概要<br>1 調査研究の背景  |     |
|--|-----|
| 2 調査研究の視点と目的   | 4   |
| 3 調査研究の方法<br>4 調査研究の項目   |     |
| 5 調査研究の体制  |     |
| 第1章 四條畷市の概況  | 9   |
| 1 四條畷市の概況  |     |
| <ul><li>2 環境衛生対策の概況</li><li>3 ごみの収集及び処理の現状</li></ul>                 |     |
| 第 2 章 ごみの排出等に関する市民意識調査   | 97  |
| 1 調査の概要  |     |
| 2 調査の結果  |     |
| 第3章 ごみの排出に関する現状及び課題  | 43  |
| 1 調査の概要  |     |
| 2 調査の結果  | 51  |
| 第4章 ごみ収集に関する現状及び課題   |     |
| 1 調査の概要<br>2 収集ルート調査   |     |
| 3 ステーション調査   | 98  |
| 4 搬入先変更による走行時間への影響についての調査  | 100 |
| 第5章 ごみ処理に係る府内及び先進地域の取組   |     |
| 1 大阪府内の取組<br>2 先進地域の取組   |     |
| 2  | 120 |
| 第6章 今後の効率的なごみ収集ルートの検討及び実現に向けた方策                                      |     |
| <ul><li>1 ごみ収集ルートの効率化に向けた現状と課題</li><li>2 本市におけるごみ収集ルートの効率化</li></ul> |     |
| 3 今後の収集ルートの効率化に向けた方策   | 140 |
| 4 収集委託費用の試算<br>5 まとめ   |     |
| 次业/后   | 1   |
| 資料編  | 155 |
| <b></b>  | 167 |



## 序章 調査研究の概要

#### 1 調査研究の背景

#### (1) 四條畷市の現状と課題

本市は大阪市から約 15km の大阪府北河内地域に位置し、寝屋川市、交野市、大東市、奈良県生駒市と隣接している。平成 25 年現在の人口は 5.7万、世帯数は 2.4万で、現在は人口・世帯数とも減少傾向にある。市域面積は 18.74k ㎡と極めてコンパクトであるものの、旧市街地のほかに関西文化学術研究都市ニュータウン地区を含むなど、多様な地域コミュニティを内包している。このため、都市化に対応した環境衛生施策の拡充がより一層重要になっており、多様なライフスタイル・住民ニーズに対応したごみ処理体制の構築、府・近隣自治体と連携した広域的取組の拡充等が求められている。また、市の地域特性、将来動向等に対応したごみ収集体制の確保が必要であり、高齢化社会への対応、コンパクトな市域、多様なコミュニティ等の、本市独自の特性や将来動向に対応できるごみ収集業務の確立を図る必要がある。

平成25年現在の本市の一般会計の予算規模は177.8億円で、前年度比1.8%、3.3億円減となっている。市では、行財政の健全化のため、平成24年5月に「四條畷市行財政改革後期プラン」を策定している。本プランの理念である「次世代に負担を先送りしない持続可能な行財政構造へ転換」を図る観点から、環境衛生分野の諸施策においても行革と連動した点検・見直しが必要となっている。このため、大きな社会的コストを要するごみ収集業務についても、点検・見直し等を通じた効率的・効果的な実施体制の確保が重要となっている。

#### (2) 四條畷市の環境衛生施策の現状と課題

本市のごみの排出総量 1 万 7,762  $^{\circ}$  /年、市民 1 人当たり排出量 606.5  $^{\circ}$  /月(平成 23 年度現在)となっている。近年、市全体のごみの排出総量は減少する傾向にあるが、市民 1 人当たりの排出量をみると、平成 21 年度以降、増加傾向を示している。また、排出されたごみの中に資源化が可能なものも多く含まれていることから、市民と行政の協働した取組みにより、今後のごみの減量化は十分に可能な状況にある。

現在、市が実施するごみの収集・回収は、①可燃ごみ、②ペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみ、③空き缶・空きびん、④粗大ごみ・不燃ごみとなっており、このうち可燃ごみ収集(家庭)は原則、戸別収集方式で実施されている。可燃ごみの処理については、交野市と「四條畷市交野市清掃施設組合」(一部事務組合)を設置し、中間処理を実施するとともに、可燃ごみの焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立地で最終処分が行われている。

ごみの収集から中間処理、最終処分に係る人員、施設・処分場等には社会的限界があるため、より 一層のごみの減量化と減量化対象品目の把握が必要である。また、中間処理施設(ごみ焼却場)の老 朽化に伴い、市では新たな中間処理施設の建設(移転)を計画しており、新ごみ処理施設の整備に伴 い新たな収集ルートの再編等も検討することが必要な状況にある。こうしたごみ減量化や収集ルート の再編については、住民のごみ処理の実態及び意向等の把握をすることが必要である。

#### 2 調査研究の視点と目的

#### (1) 調査研究の視点

調査研究に当たっては下記の3つの視点により調査・検討を行った。

#### 視点① 経済面(コスト等)に限定しない総合的な費用便益の視点から"効率化"を検討

本調査研究では、今後のごみ処理ルート等の検討における「効率化」については、その視点として、 単なるごみ処理費用の削減等の「効率性」のみを目指すのではなく、「必要性」(社会ニーズ、市民 ニーズ等)、有効性(市民満足度、ごみ減量化等)等の総合的な費用対効果の視点を確保し、検討す ることとした。

#### 視点② 現行エリア・体制にとらわれない収集ルートの検討

収集ルートの効率化の検討に当たっては、現行エリア、体制の問題点・課題を抽出し、エリアの再編、収集体制の再構築等について検証した。また、安定的なごみ収集体制の構築、中間処理施設の移転等、本市の将来的なごみ処理体制を想定した収集ルートのあり方についても検討した。

#### 視点③ 持続性・安定性に配慮した収集体制の検討

市民の重要なライフラインとしてごみ収集を位置付け、持続性・安定性に配慮したごみ収集に係る体制・ルート・手法を検討した。このため、本市の地域特性(戸別収集方式、多様な地域コミュニティ、車両進入が困難な隘路の存在等)を踏まえた収集体制の検討、他都市等との比較からみた安定性のある業務の委託や実施方法等を検討した。

#### (2) 調査研究の目的

調査研究では、「四條畷市におけるごみ収集ルートの効率化」について検討するため、下記の項目 について調査することを目的とした。

- 〇 四條畷市の概況
- 家庭系ごみの排出状況の把握(排出量、ごみ組成、排出場所等)
- 〇 ごみ収集の現状及び問題点・課題の把握(収集エリア、収集ルート、収集・処理体制)
- ごみの排出及びごみ処理に関する世帯意識・ニーズ等の把握
- ごみ処理に係る府内及び先進地域の取組の把握
- 今後の効率的なごみ収集ルートの提案及び実現に向けた方策等の整理(ごみの減量化対策等)

#### 3 調査研究の方法

調査研究では、下記の6つの調査を行い、情報の収集・分析を行った。

調査 1 関係機関・団体等ヒアリング調査 (市内関係団体、市関係部課、一部事務組合、環境整備センター等)

調査2 世帯意識調査 (アンケート調査、市内3,000 世帯無作為抽出)

調査3 ごみ組成調査 (市内4地区からのサンプリング調査、70品目)

調査4 排出場所調査 (ヒアリング調査、現地調査等)

調査5 収集実態調査 (ヒアリング調査、GPS搭載調査等)

調査6 先進事例調査 (府内市町村、先進自治体等、アンケート調査、視察調査)

#### 4 調査研究の項目

調査の目的を踏まえ、調査項目として次の6項目を掲げた。報告書の各章は本項目に従い、取りまとめている。

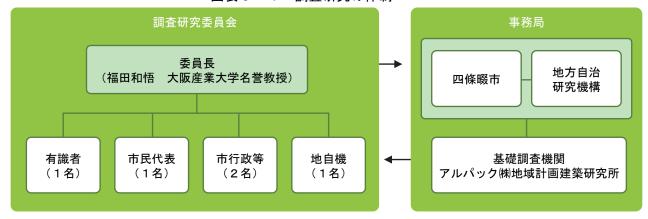
- 1 家庭系ごみの排出状況の把握
- 2 ごみ収集の現状及び問題点・課題
- 3 ごみの排出及び処理に関する世帯意識・ニーズ
- 4 ごみ処理に係る府内及び先進地域の取組
- 5 今後の効率的なごみ収集ルートの提案及び実現に向けた方策

#### 5 調査研究の体制

学識者、有識者、市民代表、四條畷市交野市清掃施設組合、四條畷市、地方自治研究機構で組織する調査研究委員会を設置し、調査結果の分析及び提言等の検討を行った。委員会は、四條畷市において3回開催(平成25年7月、11月、平成26年2月)した。

四條畷市、地方自治研究機構で構成する事務局を設置し、委員会での審議に必要な資料収集、調査研究の具体的な方法について検討を行った。また、調査研究の一部を基礎調査機関・アルパック株式会社 地域計画建築研究所に委託して実施した。

委員会、事務局の構成については報告書巻末に掲載してある。



図表 0 - 1 調査研究の体制



## 第1章 四條畷市の概況

#### 1 四條畷市の概況

#### (1) 位置・地勢

本市は、大阪府の東北部に位置し、大阪都心まで15km ほどの大都市近郊部に位置する。市域は、東西約7.3km、南北約5.3km、面積は18.74kmで、その約3分の2は北生駒山地となっており、寝屋川市、大東市、交野市、奈良県生駒市に接している。平坦地である西部市街地は、中央部を国道163号が東西に、西端部を大阪外環状線(国道170号)が南北に走っている。さらに、中央部をJR片町線(学研都市線)が南北に走り、その沿線を中心に市街地が広がっているが、農地や社寺、史跡が残されている。また、市街地の東側には、大阪平野を眺める飯盛山など北生駒の山々が連なり、そのほとんどが金剛生駒紀泉国定公園に指定され、緑豊かな自然を有している。特に、北生駒山地の中核的エリアである緑の文化園周辺地域は、自然を活かした文化、研修、スポーツ、レクリエーションの場として、多くの人々に利用されており、広域的なシンボルゾーンとしての役割を担っている。東部の田原地域には、自然環境に恵まれた田園風景の残る既存集落があり、また、水、緑、石を活かしたパークヒルズ田原の新市街地の整備が進み、緑豊かな魅力ある副核的地域として形成されつつある。

市中心部の密集化した市街地、豊かな自然に囲まれた農村集落、新たな流入人口がみられる新興住宅地等、本市は多様な地域特性を有しており、地域・地区の特性や住民意識等に配慮したごみ収集ルートの検討やごみの減量化等の取組が求められる状況にある。



図表1-1 四條畷市の位置

資料:四條畷市資料等を基に作成

#### (2) 沿革·特性

本市は、近世から大坂近郊という立地条件を活かし、大坂への舟運としてにぎわい、米、麦、木綿、菜種、大豆などが栽培されるとともに、晒さらし業、水車業、油絞り、酒造りなどの諸産業が行われてきた。明治期は河内県、堺県に属した後、明治14年に大阪府の管轄下に入り、明治22年の町村制施行により、南野村などの7か村を合わせて甲可村となった。明治28年には、浪速鉄道(現在のJR片町線)が片町・四条畷駅間に開通し、大阪都心までの交通利便性が飛躍的に向上した。昭和7年には楠正行ゆかりの四條畷が村名として継承され、昭和22年に四條畷町となった。

昭和36年には、四條畷町と田原村が合併し現在の市域が定まり、この間に国鉄忍ヶ丘駅の開設、 上水道の整備などの生活基盤の充実が図られた。昭和30年代の後半から市域の南部を中心として住 宅開発が進み、人口増加の兆しがみえはじめ、この時期から北生駒山地の土砂採取も始まり、山の様 相は大きく変化した。昭和40年代には、大阪大都市圏の拡大による急速な都市化が進む中、JR片 町線(学研都市線)の四条畷駅までの複線化(昭和44年)と前後して人口が急増し、昭和45年7 月に府内30番目の市として市制を施行した。

明治以降、段階的に都市化が進展した本市の中心部では、古くからの街区・街路を残したまま現在の市街地化が進展しており、密集化した住宅地、商業地等の中に比較的狭隘な公道・私道が混在して残されている。このため、日中(特に通勤・通学等のラッシュ時)は、ごみ収集車の運行や進入が困難な地域もみられ、早朝からのごみ収集の実施などの市民生活に配慮したごみ収集が行われている。

#### (3) 土地利用の状況

平成 22 年現在の土地利用の現況をみると、本市の行政区域の全域約 1,874ha のうち、山林及び原野・牧野の割合が約 40%と最も多く、次いで、一般市街地及び集落地が約 25%、公園・緑地や運動場、学校・社寺等の普通緑地が約 12%、農地が約 6%という構成になっている。また、工場地約 2%、商業業務地約 3%となっている。本市の行政区域は、すべてが都市計画区域になっている。平成 23年3月29日現在の市街化区域は約 590ha、市外化調整区域は約 1,284ha で、都市計画法による用途地域別の面積では、第一種中高層住宅専用地域 (36.9%) の割合が最も高く、次いで第一種低層住宅専用地域 (28.6%) となっている。

割合 区分 面積 総数 1.874.0 100.0 29.5 552.2 市街地 22.5 一般市街地 422.0 38. 1 2.0 集落地 商業業務地 51.5 2.7 官公署 5. 9 0.3 工場地 34. 7 1.9 226.7 普通緑地 12.1 6.4 農地 119.0 山林 645. 1 34. 4 原野•牧野 98. 1 5. 2 水面 25. 1 1.3 135.6 低湿地·荒無地 7.2

図表 1-2 四條畷市の土地利用の状況 (平成 22年)

資料:四條畷市まちづくり部都市計画課「都市計画法第6条基礎調査」

25. 6

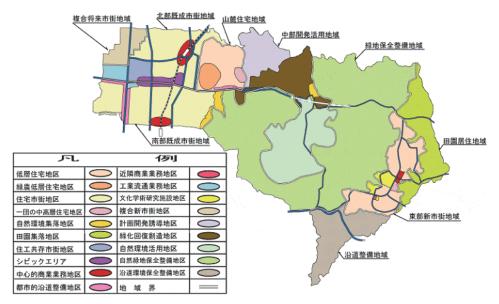
22.6

24.0

1.4

1.2

1.3



図表 1-3 四條畷市の都市計画区域の状況

資料:四條畷市

公共施設

その他空地

道路・鉄軌道敷

#### (4) 人口・世帯

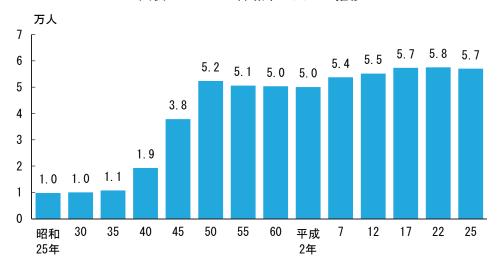
平成 25 年現在の本市の人口は 5 万 7,015 人、世帯数は 2 万 3,733 世帯となっている(10 月現在推計人口・世帯数)。

本市の人口推移をみると、四條畷町時代の昭和35年は約1万人であったものが、住宅開発が進む市内の岡山地区、雁屋地区を中心に増加し、昭和35年から昭和40年の増加率は、大阪府下の地方自治体では最も高い79.6%を記録した。昭和50年に5万2,368人と一旦ピークを迎えた後は、昭和55年から平成2年までは5万人を少し上回る規模で推移してきた。しかし、田原地区が関西文化学術研究都市に指定された後は新興住宅地の開発が進み、平成17年以降は、5万7,000人台で推移しているが、近年は人口の減少傾向がみられる。

本市の世帯数の推移をみると、人口増加、核家族化の進展等により、戦後一貫して世帯数が増加している。これに対して1世帯当たりの人員は縮小しており、昭和30年当時は4.8人だったものが、 平成27年現在は2.4人となっている。

本市の人口構造をみると、平成 22 年現在の年少人口(14 歳以下)は 15.2%、生産年齢人口(14 ~64 歳)は 60.2%、老年人口(65 歳以上)は 20.2%となっている。本市では少子高齢化が進行しており、市の将来人口推計をみると、こうした傾向は今後も持続することが予測されている。

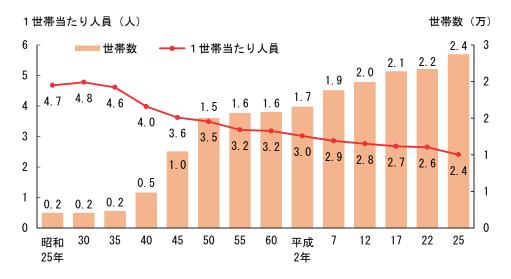
ごみの排出量は本市の人口・世帯数を反映したものとなるため、今後の人口動向等に配慮したごみ 収集体制の確保が求められる。また、ごみの排出量・内容は年代、世帯構成等によっても異なること から、本市の人口構造や世帯構成等の変化にも留意したごみの減量化等に取り組むことが必要となる。



図表 1-4 四條畷市の人口の推移

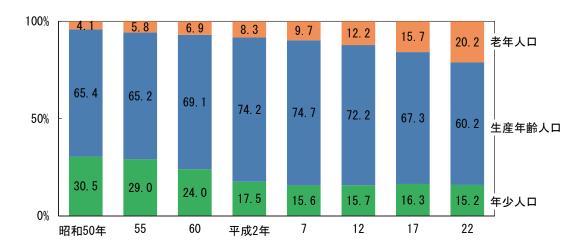
(注) 昭和35年までの人口は四條畷町、田原村の計、平成25年は10月現在の推計人口 資料:総務省統計局「国勢調査」(各年分)、四條畷市「四條畷市統計書」(平成25年)

#### 図表1-5 四條畷市の世帯の推移



(注) 昭和 35 年までの人口は四條畷町、田原村の計、平成 25 年は 10 月現在の推計世帯 資料:総務省統計局「国勢調査」(各年分)、四條畷市「四條畷市統計書」(平成 25 年)

図表 1 - 6 四條畷市の人口構造の推移



資料:総務省統計局「国勢調査」(各年分)

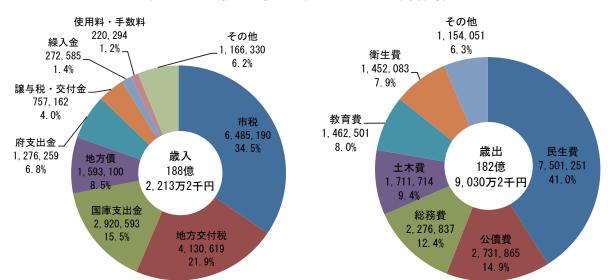
#### (5) 歳入・歳出

本市の平成 24 年度の一般会計(決算)の歳入総額は 188 億 2,213 万円(前年度比 6.9%減)、歳 出総額は 182 億 9,032 万円(前年度比 7.1%減)となっている。市民一人当たり額でみると、歳入は 32 万 8,840 円、歳出は 31 万 9,548 円となっている。

歳入の内訳をみると、市税が 64 億 8,519 万円 (34.5%)、地方交付税 41 億 3,062 万円 (21.9%)、 国庫支出金 29 億 2,059 万円 (15.5%)、地方債 15 億 9,310 万円 (8.5%)、府支出金 12 億 7,626 万円 (6.8%)、譲与税・交付金 7 億 5,716 万円 (4.0%)、繰入金 272,585 千円 (1.4%)、使用料・ 手数料 220,294 千円 (1.2%)等となっている。

歳出の内訳をみると、民生費が 75 億 125 万円 (41.0%) と最も大きく、以下、公債費 27 億 3,187 万円 (14.9%) 、総務費 22 億 7,684 万円 (12.4%) が続く。

このうち、ごみの収集・処理等が含まれる衛生費については、14 億 5, 208 万円 (7.9%) で、市民 一人当たり額は2万5,369円となっている。



図表 1-7 歳入・歳出の状況(平成 24 年度決算)

資料:四條畷市

#### 2 環境衛生対策の概況

#### (1) 主要な計画・条例等

#### ア 第5次四條畷市総合計画

本市では、平成8年にまちづくりの理念と都市像を示した、「四條畷市基本構想」を策定するとともに、基本構想を具体化するための各施策を掲げた「第4次四條畷市総合計画」を策定し、計画の推進に努めてきた。しかし、急激に変化する社会経済環境に対応し、本市の多様な特性、資源、人材などを最大限に活用したまちづくりを進めていくため、新たな時代に対応したまちづくりの指針となる「第5次四條畷市総合計画」を平成18年3月に策定した。

本計画では、平成27年度を目標年次とし、まちづくりの基本理念として、①住民と行政が協働で取り組むまちづくり、②人権尊重のまちづくり、③生活環境を重視したまちづくり、④地域性を活かした個性的なまちづくり、⑤計画・実施内容や進捗状況が共有できるまちづくりの5つを掲げ、将来像である「夢と希望が輝く活力都市四條畷」を目指すこととしている。

基本理念 住民と行政が協働 計画・実施内容や 人権尊重のまちづ 生活環境を重視し 地域性を活かした で取り組むまちづく 進捗状況が共有で 個性的なまちづくり くり たまちづくり きるまちづくり 四條畷 夢と希望が輝く活力都市 まちの将来像 緑と歴史をいかした にぎわいあるまちをめざして 分野別目標 《環境・水と緑》 《医療·保健·福祉》《都市基盤·防災》 《人権·産業》 《都市経営》 《教育·文化》 人と自然が共生 |健康につとめ福||快適で安心・安||いきいき交流・と||生きる力を育み||効率的な行政運 するまちづくり 祉を育むまちづく||全なまちづくり もに参加するま | 文化を育てるま | 営の推進に向け ちづくり ちづくり 7 まちのイメージや知||これまでの画一的で||健全な財政運営を展 住民一人ひとりが協 住民が主体となってし良好な生活環境の形 名度アップなど、地 ||受け身の教育から住 ||開することを基本と 働して豊かな緑を保 ||自らの健康増進につ||成に向け、適切な土| 域の活性化に向け、 地域の特性や資源を 地利用の推進や都市 つとともに、潤いのあ とめ、一人ひとりが幸 民自らが考え、行動 し、住民一人ひとりの し、創造する教育を る生活に向けて資源 せを感じることができる基盤の整備を進める ニーズに効率的かつ 活かした産業や観光 を循環させ、環境に るまちを目指します。 とともに、自主防災、 の創造、継続、発展┃目指し、魅力と活力┃的確に対応するた の創定、融減、たべ を図るとともに、住民 一人ひとりがお互い 進めるとともに、愛着 やさしい社会を次世 防火、防犯などの組 め、職員や住民が保 代に受け渡すまちを 織が連携し、災害や 有する能力を最大限 い、いきいきと交流||と誇りの持てる文化を||に活かし、住民と行 目指します。 緊急時には住民相互 が支えあう快適で安 し、ともに参加する地

| 育むまちを目指しま | 政が協働で施策を進 域社会が形成された めていくことができる 心、安全なまちを目 便利で住みやすいに 指します。 まちを目指します。 ぎわいあるまちを目 指します。

図表1-8 第5次四條畷市総合計画の構成

#### イ 四條畷市行財政改革(後期プラン)

本市では、「財政健全化計画」(平成11年11月)、「財政健全化見直し計画」(平成14年9月)及び「行財政改革プラン」(平成19年3月)を策定し、総合的・継続的な財政改革に取り組んできた。「行財政改革プラン」においては、「次世代に負担を先送りしない持続可能な行財政構造へ転換」という改革目標を掲げ、市債残高の減少、土地開発公社保有地の大幅な減少など、これまで本市の課題とされていた事項の改善を着実に進展させている。

「行財政改革プラン」の計画期間が、平成24年3月末をもって終了したことから、同プランの基本方針を引き継いで、平成24年5月に「四條畷市行財政改革(後期プラン)」が策定された。環境の変化に的確に対応し、将来世代に過度な負担を残さないようにしていくため、健全な行財政構造を確立していくことを目標としている。行財政運営の適正化・効率化をより一層推進していくため、①実質収支黒字の堅持、②経常収支比率94%以下、③市債残高を30%以上削減(平成22年度比)、④財政調整基金残高を標準財政規模の10%以上の4つを改革の目標として掲げている。

#### ウ 四條畷市環境基本条例、環境基本計画

四條畷市環境審議会は、「四條畷市の望ましい環境行政のあり方」について検討を行い、平成 17年に、本市の今後の環境行政の方向として、①環境基本条例の制定、②環境基本計画の策定を答申として示した。

#### ① 四條畷市環境基本条例

四條畷市環境審議会の答申を受けて、平成18年6月、「四條畷市環境基本条例」が制定された。 本条例は、良好な環境を保全・創造していくための基本理念として、①すべての市民が良好な環境の 確保に努め、将来の世代へ継承すること、②人も生態系の一員であるとの認識に立って、多様な生物 が生息できる良好な大気、水、土壌その他の人を取り巻く自然環境との調和を目指し、人と自然との 共生を図ること、③廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用等を自主的 かつ積極的な取組を進めることにより、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること、④地球環 境の保全が人類共通の課題であることを深く認識し、市、市民、市民団体及び事業者がすべての事業 活動及び日常生活において、地球環境の保全を積極的に推進することの5つを掲げている。また、市、 市民、市民団体、事業者の責務を示し、施策の基本方針として、①人の健康が保護され、及び生活環 境が保全されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること、②野生生物の生息又は生育環 境への配慮等により豊かな生態系を保持するとともに、緑地、農地、水辺地等の自然を適正に保全し、 人と自然とのふれあいを図ること、③水や緑に親しむことができる生活空間の創出、地域の特性をい かした良好な都市景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用による歴史的文化的環境の形成等を 図ること、④廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用等を徹底すること により、資源循環型の社会を構築すること、⑤地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保 全を推進することを掲げている。

#### ② 四條畷市環境基本計画

四條畷市環境基本計画は、四條畷市環境基本条例第9条の規定に基づき、環境関連の施策を総合的かつ計画的に推進していくために、市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの役割の下、協働して良好な環境を保全していくための具体的な行動指針を示した基本的計画となっている。計画期間は平成19年度を初年度として平成28年度までの10年間とし、まちの環境像を「人と自然にやさしい環境都市 四條畷」として、その実現のために3つの長期目標「まち」、「ひと」、「くらし」を掲げている。

環境像 施策の柱 標 Ħ ひと 環境をよくするため ①活動体制の整備 参加協働 全てのひとの参加と 協働を目指します。 ②人材の育成 然 ①森林の保全 自然環境 に ②水辺の保全 まち や 自然と共生し、快適 ③自然とのふれあいの推進 さ で潤いのあるまちを 目指します。 い ④緑化の推進 環 都市環境 ⑤快適な住環境の整備 境 都 ⑥景観や歴史的文化的遺産の保存 市 地球環境 兀 條 ①循環型社会の構築 くらし 畷 3 ②生活の中の水循環の保全 生活環境 環境への負荷の少な い生活をし、地球に ③健康に暮らす生活環境の保全 やさしいくらしを目 指します。 ④地域から取り組む地球環境問題

図表 1-9 四條畷市環境基本計画の構成

#### エ 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

本市では、平成19年度にごみの発生抑制や再生利用など循環型社会の形成に向けた基本理念や各施策を展開するために「四條畷市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を改定した。本計画は、平成20年度からの10年間の計画で、更なる推進を図るために各年度に実施計画を策定することとしている。

これまで本市では、「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 6 月施行)の制定を受け、平成 15 年 3 月に「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下「基本計画」という。)の見直しを、平成 18 年 4 月に閣議決定された「第 3 次環境基本計画」を踏まえ、平成 19 年 6 月に「環境基本計画」の策定を行ってきた。

計画の基本理念は、「『もったいない』という一人ひとりの気持ちと行動が、本市を先進的な環境 負荷の少ない循環型都市に変えていくことを認識し、市民・事業者・行政・地域組織が協力して、着 実に3Rの実践を進める。」とし、本理念を市民・事業者・行政・地域組織の全員が認識し、共有す るために「もったいないやん! みんなの3Rで なわてが変わる」をキャッチフレーズとして呼びか けている。

改定に当たっては、近年の法整備や循環型社会形成に向けた各種計画などに対応するため、達成困難な目標を掲げた計画とするのではなく、「できることをやり、それを長く続ける」視点から、市民一人ひとりの自覚と行動に結びつける計画となっている。

本市の将来人口が増加するのであれば、ごみ排出量の総量に対する減量化は難しく、逆に減少する 見通しの場合には、施策を実施しなくても減量となる場合があることから、減量化目標の設定に当 たっては、①家庭系ごみは人口の変動に左右されない「1人1日平均排出量」を、②事業系ごみは「ご み排出量の総量」を用いている。

なお、平成 25 年度において中間見直しを行い、計画に掲げる減量化目標は下記のとおりとなっている。

- ①基準年度 減量化目標の設定は、最新の実績である平成18年度を基準年度とする。
- ②目標年度 基本計画の後期計画期間の最終年度である平成29年度とする。
- ③排出量の削減率

家庭系ごみの削減率:1人1日平均排出量の15%

事業系ごみの削減率:排出量の23%

家庭系ごみの再生利用率:29%

#### 3 ごみの収集及び処理の現状

#### (1) ごみ排出量

#### ア 排出量の推移

平成19年度から平成23年度までのごみの排出量を次に示す。平成21年度までは、家庭系ごみ排出量は減少傾向を示し、約9.6千トンとなったが、その後、増加傾向にある。

市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量も年間の家庭系ごみ排出量と同様に、平成21年度までは減少傾向にあったが、平成22年度以降は再び増加傾向にある。

図表1-10 ごみの年間排出量実績(トン)

| ΕZΛ      |             | 家庭系        |         |            |        |            |            | ᄽᄮᆡ         |
|----------|-------------|------------|---------|------------|--------|------------|------------|-------------|
| 区分       | 可燃ごみ        | 資源ごみ       | 不燃ごみ    | 粗大ごみ       | 拠点回収   | 集団回収       | 可燃ごみ       | 総排出量        |
| 平成 19 年度 | 10, 877. 64 | 542. 82    | 501.35  | 1, 335. 44 | 35. 18 | 2, 034. 85 | 4, 234. 80 | 19, 562. 08 |
| 平成 20 年度 | 9, 688. 91  | 1, 019. 13 | 208. 14 | 1, 472. 66 | 8. 95  | 2, 000. 47 | 4, 436. 81 | 18, 835. 07 |
| 平成 21 年度 | 9, 640. 47  | 1, 053. 54 | -       | 1, 135. 90 | 15. 40 | 1, 896. 76 | 4, 220. 17 | 17, 962. 24 |
| 平成 22 年度 | 10, 174. 10 | 1, 016. 28 | -       | 1, 239. 33 | 11.69  | 1, 800. 60 | 3, 446. 39 | 17, 688. 39 |
| 平成 23 年度 | 10, 515. 10 | 972. 20    | -       | 1, 174. 45 | 16. 24 | 1, 788. 13 | 3, 296. 12 | 17, 762. 24 |

資料:四條畷市

図表 1-11 1人 1日当たり家庭系ごみ排出量(g/人日)

| 区分      | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 可燃ごみ    | 518.4    | 460. 5   | 458. 4   | 485. 0   | 503.0    |
| 資源ごみ    | 25. 9    | 48. 4    | 51.6     | 48. 5    | 46. 5    |
| 粗大・不燃ごみ | 87. 5    | 79. 9    | 54. 0    | 51. 1    | 56. 2    |
| 拠点回収    | 1. 7     | 0. 4     | 0. 7     | 0. 6     | 0.8      |
| 合計      | 633.5    | 589. 2   | 564. 7   | 585. 2   | 606.5    |

資料:四條畷市

資源ごみ収集量等、集団回収量、拠点回収量等の資源化量の推移を以下に整理した。平成19年度 以降の集団回収の推移を図1-12に示した。近年は、横ばいから微減の傾向となっている。

図表 1-12 集団回収量の推移 (kg/年)

| 区分      | 平成 19 年度    | 平成 20 年度    | 平成 21 年度    | 平成 22 年度    | 平成 23 年度    | 平成 24 年度    |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 新 聞     | 1, 258, 901 | 1, 202, 156 | 1, 141, 515 | 1, 099, 804 | 1, 060, 117 | 1, 026, 597 |
| 雑 誌     | 376, 394    | 366, 771    | 333, 185    | 320, 729    | 324, 388    | 317, 327    |
| 段 ボ ー ル | 234, 769    | 257, 897    | 254, 843    | 227, 373    | 218, 830    | 226, 837    |
| 牛乳パック   | 7, 746      | 8, 685      | 7, 118      | 6, 401      | 6, 097      | 5, 830      |
| 雑 が み   | _           | _           | _           | _           | 17, 617     | 10, 865     |
| アルミ缶    | 38, 285     | 38, 091     | 39, 192     | 37, 455     | 34, 821     | 35, 863     |
| 古 布     | 113, 410    | 126, 861    | 120, 901    | 118, 277    | 126, 245    | 118, 259    |
| 合計      | 2, 029, 505 | 2, 000, 461 | 1, 869, 754 | 1, 810, 039 | 1, 788, 115 | 1, 741, 578 |

資料:四條畷市

#### イ ごみ排出量、資源化量の評価

#### ① ごみ排出量

本市の家庭系ごみ、事業系ごみの市民1人1日当たりの排出量を大阪府(大阪市を除く)の平均と 比較すると、市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は府内43市町村のうち多い方から29位であり、 平均よりやや多かった。一方、事業系ごみは同10位であり、少ない方に位置している。

図表1-13 市民1人1日当たりの排出量の評価

| 区分    | 四條畷        | 大阪府<br>四條畷<br>(大阪市を除く) |     |
|-------|------------|------------------------|-----|
| 家庭系ごみ | 598g/人/日   | 588 g /人/日             | 29位 |
| 事業系ごみ | 156g/人/日   | 274g/人/日               | 10位 |
| 合 計   | 754 g /人/日 | 862 g/人/日              | 6位  |

(注) 家庭系ごみは、集団回収は含まない排出量

資料:「大阪府の一般廃棄物」(大阪府 平成25年11月)

#### ② 資源化量

本市の市民1人1日当たりの資源化量をみると、1人1日当たりの資源化量は、集団回収による資源化量が84g、分別収集等(施設での資源化を含む)が49g、合計で133gであった。これは、集団回収で府内21位、分別収集等で府内28位、全体で府内26位であり、平均をやや下回る結果であった。

また、リサイクル率は 16%であり、府内 43 市町村中 17 位であり、順位、実績共に府内の平均を 上回っていた。

図表1-14 資源化量の評価

|       | リサイクル率 |             |     | 市民1人1日当たりの<br>資源化量(g/人・日) |           |    | 市民1人1日当たりの<br>資源化量順位(多い順) |           |  |
|-------|--------|-------------|-----|---------------------------|-----------|----|---------------------------|-----------|--|
| 市町村名  | %      | 順位<br>(多い順) | 計   | 集団<br>回収                  | 分別<br>収集等 | 計  | 集団<br>回収                  | 分別<br>収集等 |  |
| 大 阪 市 | 6. 3%  | 42          | 79  | 39                        | 40        | 39 | 37                        | 36        |  |
| 枚 方 市 | 22. 7% | 4           | 194 | 134                       | 60        | 5  | 2                         | 19        |  |
| 寝屋川市  | 21.5%  | 5           | 190 | 87                        | 103       | 6  | 20                        | 5         |  |
| 大 東 市 | 12. 9% | 31          | 114 | 69                        | 45        | 33 | 29                        | 32        |  |
| 門真市   | 13. 8% | 27          | 142 | 71                        | 71        | 23 | 28                        | 13        |  |
| 東大阪市  | 10. 6% | 37          | 120 | 81                        | 39        | 31 | 23                        | 38        |  |
| 四條畷市  | 16. 2% | 17          | 133 | 84                        | 49        | 26 | 21                        | 28        |  |
| 交 野 市 | 17. 7% | 12          | 130 | 46                        | 84        | 28 | 35                        | 9         |  |

#### (2) ごみ処理の現状

#### ア ごみ収集の現況

平成25年現在、定期収集を行っているものは可燃ごみと資源ごみの2種類となっており、可燃ごみ(生ごみ、紙くず、布ぎれ、小型プラスチック類、革製品等)については週2回、資源ごみは、空き缶、空きびんが月2回、ペットボトル、プラスチック製容器包装が週1回となっている。また、粗大・不燃ごみ、臨時ごみ(引っ越しごみ等)については申込制となっている。

ごみ収集は委託方式により実施しており、定期収集(可燃ごみ、資源ごみ)については、市内を大きく2つの収集区域に区画して、それぞれの区域を事業者2社に委託している。

また、週2回の定期収集を行う可燃ごみは、①月・木曜日地域、②火・金曜日地域、③水・土曜日地域の3つの収集パターンに分けられている。

| 区分              | 収集回数         | 収集体系 | 備考                             |
|-----------------|--------------|------|--------------------------------|
| <b>上</b> 方      | 収集凹数         | 以朱仲允 | <b>順</b>                       |
| 可燃ごみ            | 週2回          | 委託   | 生ごみ、紙くず、布ぎれ、小型プラスチック類、革製品等     |
| 資源ごみ            | 月2回          | 委託   | 空き缶、空きびん                       |
| 貝派しの            | 週1回          | 委託   | ペットボトル、プラスチック製容器包装など           |
| 粗大・不燃ごみ         | 月1回<br>(申込制) | 委託   | 食器類、ガラス類、金属類、電化製品、寝具類、家具類、自転車等 |
| 臨時ごみ<br>(引越しごみ) | 随時<br>(申込制)  | 委託   | 可燃ごみ、粗大・不燃ごみ                   |
| 地上同山            | 随時           | _    | 牛乳パック、乾電池、蛍光管                  |
| 拠点凹収            | 拠点回収 年4回     | _    | 家庭から出た植物油                      |
| 集団回収            | -            | _    | 新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、アルミ缶、ペットボトル   |

図表1-15 収集区分、収集回数、収集体制及び内容

図表1-16 可燃ごみの収集区域

| 区分     | 月・木地域   | 火・金地域  | 水・土地域  |
|--------|---|--|--|
| 収集区域 1 | 大字蔀屋、西中野、大字砂、楠公 1<br>丁目、米崎町、中野新町、岡山東 5<br>丁目、清滝中町、清滝新町、蔀屋新<br>町 | 東中野、大字清滝(上清滝以外)、<br>大字南野、南野3丁目、4丁目、5<br>丁目、6丁目、中野1丁目、2丁目、<br>3丁目、塚脇町、中野本町、岡山1<br>丁目、上清滝、大字逢阪、大字下田<br>原、大字上田原 | 大字岡山、緑風台、楠公2丁目、南野1丁目、2丁目、岡山2丁目、3<br>丁目、4丁目、5丁目、岡山東1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、田原台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、8丁目、9丁目、さつきヶ丘 |
| 収集区域 2 | 雁屋北町、雁屋南町、雁屋西町、二<br>丁通町   | 江瀬美町、北出町、美田町、蔀屋本<br>町、府営清滝住宅   | _  |

#### イ ごみ処理の流れ

#### ① 可燃ごみ

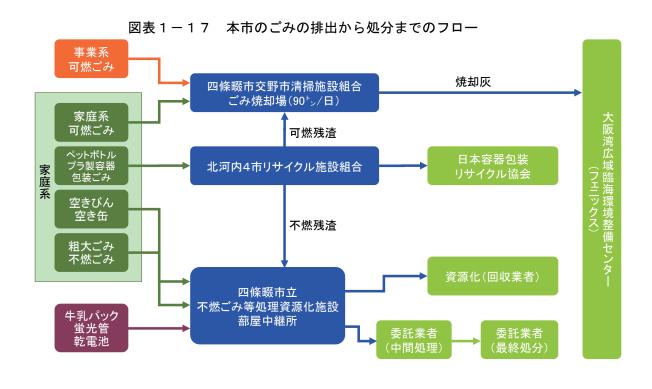
家庭系及び事業系の可燃ごみについては、本市と交野市で構成する「四條畷市交野市清掃施設組合」 のごみ処理施設(以下「ごみ焼却場」という。)で焼却処理し、その残渣については大阪湾広域臨海 環境整備センター(以下「フェニックス」という。)で埋立処分している。

#### ② 資源ごみ

資源ごみ(スチール缶、アルミ缶、無色びん・茶色びん・その他びん)については、収集後、不燃ごみ等処理資源化施設(以下「蔀屋中継所」という。)において一時保管し、再生業者に選別・資源化を委託し、処理している。牛乳パック、乾電池、蛍光管については、公共施設、販売店等に収集拠点を設け、蔀屋中継所において一時保管した後、再生業者に資源化等を委託し、処理している。また、ペットボトル及びプラスチック製容器包装については、北河内4市リサイクルプラザ(以下「4市リサイクル施設」という。)で中間処理を行っている。なお、処理過程で発生する本市分の残渣のうち、可燃物はごみ焼却場へ搬入し、不燃物は蔀屋中継所に搬入し、処理している。

#### ③ 粗大・不燃ごみ

本市では、粗大・不燃ごみを蔀屋中継所で一時保管し、中間処理、資源化及び最終処分を業者に委託処理している。また、蔀屋中継所において資源物の回収(抜取り)を行っており、木材についてはバイオエタノール化し、金属類については売却している。



#### ウ 中間処理の現況

現在、可燃ごみ等の処理を行っているごみ焼却場の焼却施設は、24 時間連続で稼働する全連続式焼却炉で、処理能力は90t/24h×2炉の180t/日である。1号炉は昭和42年7月に竣工し、平成6年7月から平成7年3月までの期間でダイオキシン類削減対策工事を行った。2号炉は昭和48年3月に竣工し、平成12年12月から平成14年3月までの期間でダイオキシン類削減対策工事を行った。ごみ処理を取り巻く環境は、近年、著しく変化してきており、特にダイオキシン類については、平成14年12月1日から排出基準が強化された。また、平成12年6月に施行された「循環型社会形成推進基本法」の主旨に則り、本市においても循環型社会の形成を推進するために、より一層のごみの減量化・資源化を進めているところである。加えて、施設稼働開始から現在に至るまでの間、ごみの適正な処理を行うために施設の維持管理に努めてきたが、施設としての経年的な老朽化が年々進行しており、新ごみ処理施設の建設に向けた整備を進めている。

#### (3) 減量化・資源化の現況

本市では、次に示すようなごみの減量化・資源化施策を行っている。

#### ア 粗大・不燃ごみの申込み制の導入

過去、粗大ごみについては年3回、不燃ごみについては月1回の定期収集を行っていたが、ごみの 減量化とごみを出すマナーの向上、分別・リサイクルの促進、そして、ごみの品目があらかじめわか ることによって、事業系ごみや産業廃棄物の排除、作業事故が防止できることなどを目的とし、平成 20年12月から各家庭から、1ヵ月に5点までの申込みを可能とする「申込み制」に変更している。 申込み制への変更後は、粗大ごみ受付センターを設置し、電話又はファックスでの申込みを可能とし た。

#### イ 古紙等再資源リサイクル報奨金制度

本市では、市内において古紙等の再資源に取り組んでいる集団回収団体に、報奨金を交付している。

#### ウ 生ごみ堆肥化

本市では、可燃ごみのうち、生ごみの減量化・資源化施策として、平成4年度から生ごみ堆肥化容器の貸与を実施していた。平成17年度からは貸与から容器購入の補助制度に変更して実施している。容器の種類は、①好気性菌用コンポスト容器、②EM菌用ボカシ容器の2種類となっている。

#### 工 拠点回収

本市では、資源ごみの回収を目的として牛乳パック(3ヶ所)、乾電池(40ヶ所)、蛍光管(22ヶ所)の拠点回収を行っている。回収場所は、市内公共施設及び民間の拠点回収協力店等となっている。

第2章 ごみの排出等に関する市民意識調査

## 第2章 ごみの排出等に関する市民意識調査

#### 1 調査の概要

#### (1) 目的

本市における効率的なごみ収集ルートの検証を行うための基礎資料とするため、市内世帯における一般廃棄物の排出・処理の現状、今後のごみの収集及び減量化に対する意識・意向等を把握することを目的に世帯アンケート調査を実施した。

#### (2) 調査名

ごみの排出実態及び環境政策に対する市民意識調査

#### (3) 調査対象

平成25年9月1日現在の住民基本台帳登録世帯3,000世帯を無作為抽出した(単純無作為抽出)。 宛名は世帯主とした。

#### (4) 調査項目

調査項目は、大きくは下記の5項目について調査した。

- ①世帯属性
- ②ごみの排出状況
- ③ごみ減量化やリサイクルの取組み
- ④今後のごみ処理の方法や有料化の考え方
- ⑤環境問題・ごみ処理問題等への関心事

#### (5) 調査方法

#### ア 配布方法

本市の封筒による郵送

#### イ 回収方法

返信用封筒による郵送(※返送先は四條畷市)

#### ウ 郵送物

- ・アンケート調査票
- 返信用封筒

#### (6) 調査の体制

学識経験者、有識者、市民代表、四條畷市交野市清掃施設組合、四條畷市、地方自治研究機構で組織する調査研究委員会において、アンケート調査の設問項目、調査方法などの検討を行った。また、

調査票の設計・選択肢の設定、調査対象世帯の抽出、回収、集計設計等については、調査事務局であ る四條畷市、地方自治研究機構が担当するとともに、調査の集計・分析等については、基礎調査機関 (アルパック 株式会社 地域計画建築研究所) に委託して実施した。

#### (7) 調査に係る作業及び日程

調査の作業及び日程は下記のとおりとなっている。

図表2-1 調査に係る作業及び日程の状況

| 作業                    | 日程        | 担当             |
|-----------------------|-----------|----------------|
| (1) 調査票案の作成           | ~7月       | 四條畷市・機構・基礎調査機関 |
| (2) 調査票案の審議・決定(委員会にて) | 7月12日     | 委員会(第1回)       |
| (3) 調査票等の修正・作成        | 7月中旬~8月中旬 | 四條畷市・機構・基礎調査機関 |
| (4) 調査票等の印刷・封入・発送     | 8月下旬~9月6日 | 四條畷市・機構・印刷会社   |
| (5) 回収 (締め切り)         | 9月30日     | 四條畷市           |
| (6) 入力・集計・分析作業        | 10 月      | 四條畷市・機構・基礎調査機関 |
| (7) アンケート調査報告書(案)作成   | 10 月中旬    | 四條畷市・機構・基礎調査機関 |
| (8) アンケート調査結果報告       | 11月13日    | 委員会(第2回)       |

#### (8) 回収状況

配布票数 3,000 票、回収票数 1,385 票、有効回収票数 1,385 票、回収率 46.1%(有効回収票ベー ス)となっている。

図表2-2 調査のフロー

## 対象世帯(3.000世帯) ● 平成25年9月1日現在の住民基本台帳登録世帯を無作為抽出 (宛名は世帯主) ● 郵送による配布・回収(平成25年9月6日~9月30日) アンケート調査票の構成 ① 世帯属性 ② ごみの排出状況 ③ 今後のごみ処理の方法や有料化の考え方 ④ 環境問題・ごみ処理問題等への関心事 ● 有効回収票数: 1,385票(回収率46.1%) ● 標本誤差【参考】: 1,500票は最大2.5%、1,000票は3.1% (信頼係数95%の場合)

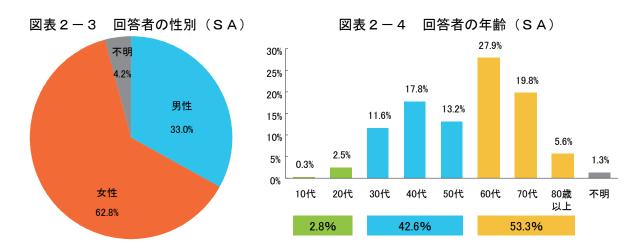
#### 2 調査の結果

#### (1) 回答世帯の状況

#### ア 主たる記入者の性・年齢

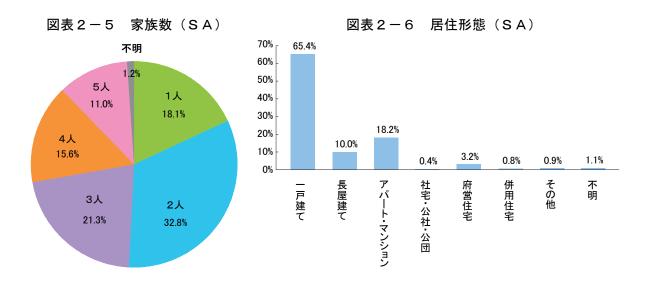
調査では、本調査票の"主たる記入者"の属性を把握した。"主たる記入者"は、総世帯の約2割を占める単身世帯の場合はごみの直接排出者となるとともに、2人以上世帯においても、家庭のごみの排出についての状況を把握していたり、家庭のなかで中心的な役割を担っていたりすること等が想定されることから、ここでは主たる記入者の性・年齢の状況をみてみる。

性別をみると、男性 33%、女性 63%となっており、家庭内のごみ処理は女性の役割が大きい状況 がうかがえる。年齢をみると、最も大きな構成比を占める年代は 60 代 (28%) で、以下、70 代 (20%)、40 代 (18%) が続く。 累計すると、60 代以上の高年齢者が 53%と過半数を占めている。



#### イ 家族数・居住形態

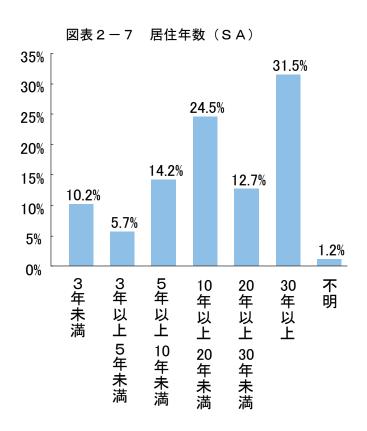
回答世帯の家族数をみると、核家族化や高齢者単身世帯の増加、また学生居住等があるため、1人世帯(18%)、2人世帯(33%)の割合が高く、この両者で全体の半数以上を占める。居住形態については、一戸建ての世帯が65%を占めている。これに対して、集合住宅の世帯(アパート・マンション、長屋建て)は3割未満にとどまる。

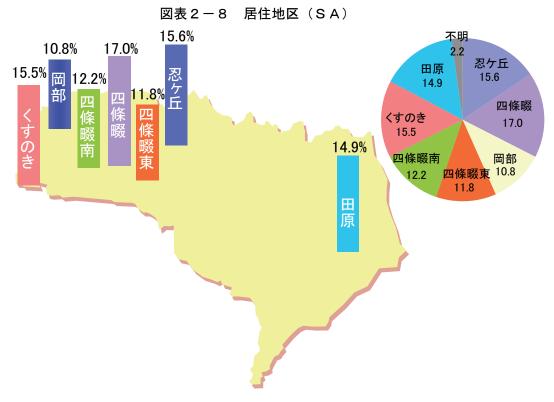


#### ウ 居住年数・居住地区

回答世帯の本市の居住年数をみると、本市に30年以上居住している世帯が32%で最も多い。反対に5年未満の居住世帯は16%にとどまる。

居住地区の状況をみると、四條畷地区が17%で最も多く、次いで忍ケ丘地区16%となっている。





**-** 30 **-**

#### (2) ごみの排出状況

#### ア ごみの排出場所

本市の可燃ごみの収集は、各家庭が自宅前に出した ごみを収集する戸別収集を主たる方法としてきた。ま た、隘路等のため収集車が進入できない地区、地域社 会で共同の排出場所を決めている地区、そしてアパー ト・マンション等の集積場が設置されている集合住宅 では、ごみの集積場となるステーションからごみ収集 を行っている。

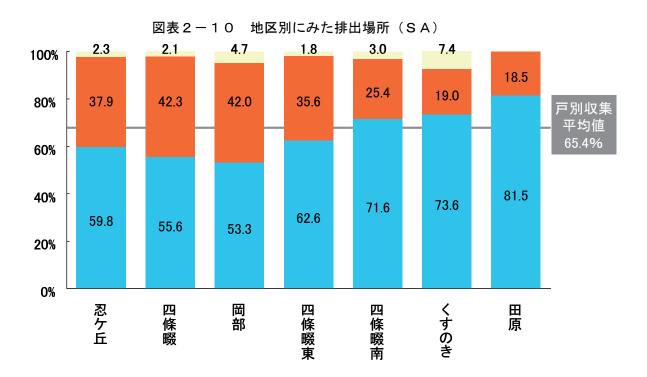
調査対象世帯の可燃ごみの排出場所をみると、「家の前(戸別収集世帯)」が65%で半数以上を占めている。これに対して、「ステーション(地区又はアパート・マンションの集積場等)」は31%となっている。

地区別の状況をみると、田原地区、くすのき地区、

図表 2 - 9 排出場所 (SA) その他・不明

3.3
ステーション
31.3
家の前
(戸別収集)
65.4

四條畷南地区の3地区は「家の前」にごみを排出する世帯が7割以上を占め、戸別収集が中心の地区となっている。これに対して、四條畷地区、岡部地区の2地区は「ステーション」にごみを排出する世帯が4割以上を占めており、戸別収集とステーション収集が混在する地区となっている。



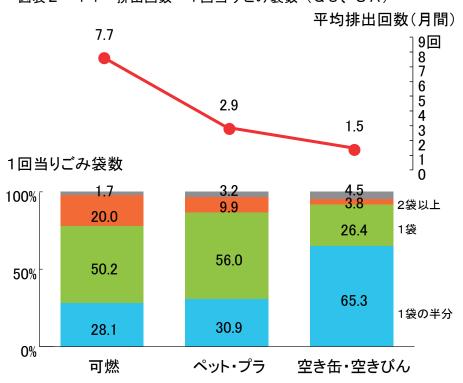
#### イ ごみの排出状況

本市のごみの収集頻度は、可燃ごみは週2回(月8回程度)、ペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみは週1回(月4回程度)、空き缶・空きびんは月2回となっている。

回答世帯のごみの排出状況をみると、月平均の排出回数は、可燃ごみは 7.7 回、ペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみ 2.9 回、空き缶・空きびん 1.5 回となっている。可燃ごみと空き缶・空きびんの 2 つについては、収集日ごとにほとんどの世帯がごみを排出している状況にある。これに対して、ペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみは収集日でも排出しない世帯が一定程度含まれている。

1回当たりに排出するごみ袋数 (46 以タイプ)をみると、「1袋の半分程度」しか排出しない世帯の割合は、可燃ごみでは28%、ペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみでは31%、空き缶・空きびんでは65%となっている。また、「1袋程度」を排出している世帯の割合は、可燃ごみでは50%、ペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみでは56%、空き缶・空きびんでは26%となっている。これに対して、「2袋以上」の比較的大量のごみを収集日毎に排出している世帯の割合は、、可燃ごみでは20%、ペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみでは10%、空き缶・空きびんでは4%にとどまる。

こうした排出状況をみると、おおむね世帯のごみの排出量(需要)に対応した収集頻度となっている現状がうかがえる。



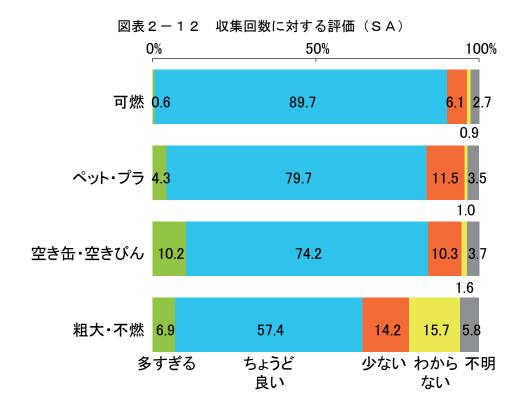
図表 2 - 1 1 排出回数・1回当りごみ袋数(QU、SA)

#### ウ ごみの排出状況と評価

回答世帯の現行のごみの収集回数に対する評価については、「ちょうど良い」と評価する割合は、 可燃ごみ(現在、週2回)は90%、ペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみ(週1回)は80%、 空き缶・空きびん(月1回)は74%、粗大ごみ・不燃ごみ(申込制)は57%となっている。

これに対して「少ない」と評価する世帯の割合は、可燃ごみは 6%、ペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみは 12%、空き缶・空きびんは 10%、粗大ごみ・不燃ごみは 14%にとどまる。

いずれの品目についても「ちょうど良い」と考える世帯の割合が半数以上を占めており、特に市民生活に密接な3品目(可燃ごみ、ペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみ、空き缶・空きびん)では高い評価の割合となっている。これに対して申込制となっている粗大ごみ・不燃ごみについては、「少ない」と評価する世帯だけではなく、「多すぎる」と評価する世帯の割合も7%程度みられ、評価の多様性がうかがえる。



#### エ ごみの排出量

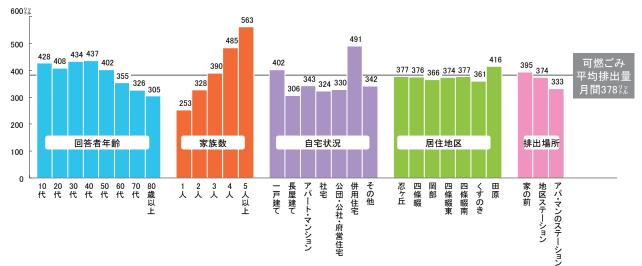
#### ① 可燃ごみ

回答世帯から排出される可燃ごみの平均排出量(月間)は378 リットル、45 %ごみ袋換算で8袋程度となっている。

主たる回答者の年代別の排出量をみると、50代以下の年代では60代位上の年代に比較してごみの 排出量が多く、60代以上でも年代の上昇に従って排出量が減少する。

世帯の属性別でみると、世帯人員が大きくなるとごみの排出量が増え、特に4人、5人以上といった大規模世帯ではごみの排出量が大きくなる。地区別では、田原地区では排出量が多くなっている。

また、ごみの排出場所別では、「家の前(戸別収集)」が排出先の世帯では、「ステーション」等 と比較して排出量が多くなっている。



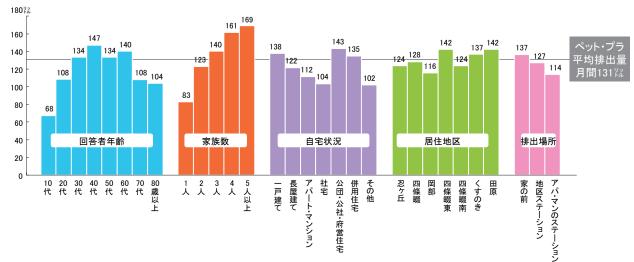
図表2-13 主たる回答者属性・世帯属性別にみた排出量

#### ② ペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみ

ペットボトル及びプラスチック製容器包装ごみの平均排出量(月間)は131 リットル、45 パごみ 袋換算で3袋程度となっている。

主たる回答者の年代別でみると、20代以下(特に10代)では排出量が少なくなっている、可燃ご みの排出量が多い現状を合わせると、排出時のごみの分別等が行われず、可燃ごみとともに排出され ている現状がうかがえる。

世帯の属性別でみると、1人世帯、集合住宅世帯では排出量が少ない。また、ごみの排出場所別で みると、「家の前(戸別収集)」世帯では、排出量が多くなっている。



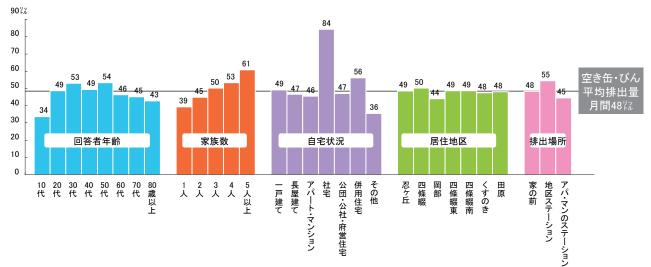
図表2-14 主たる回答者属性・世帯属性別にみた排出量

#### ③ 空き缶・空きびん

空き缶・空きびんの平均排出量(月間)は48リットル、45 %ごみ袋換算で1袋程度となっている。 主たる回答者の年代別でみると10代では排出量が少なくなっている。

世帯の属性別でみると、1人世帯で排出量が少なく、世帯員数が増えるに従って排出量が増加する。 自宅の状況別では、社宅では排出量が突出して多くなっている。

排出場所別でみると、「地区ステーション」世帯では、排出量が多くなっている。



図表2-15 主たる回答者属性・世帯属性別にみた排出量

#### 4 ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別

ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別状況をみると、「汚れがひどいものは可燃ごみとして出している」世帯が 69%と過半数を占めている。「汚れがひどいものは洗ってプラ包装に出している」世帯は 23%となっており、両者を合わせた "適正な分別処理"を行っている世帯の割合は 9割以上を占めている。これに対して「汚れがひどくてもそのままプラ包装に出している」世帯は 3%程度みられる。

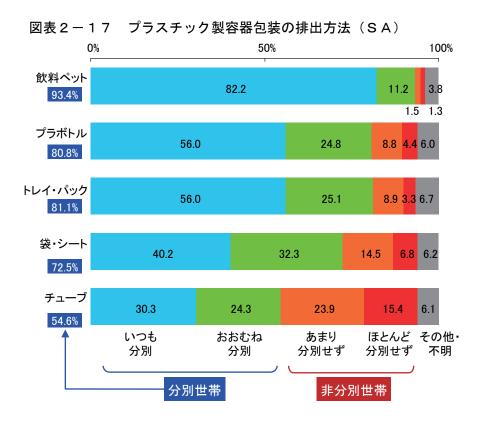
種類別の分別率(「いつも分別」と「おおむね分別」の割合の計)をみると、飲料ペットボトルは93%、プラボトル81%、トレイ・パック81%と高い割合を示している。

これに対して、分別処理が難しいチューブ

その他・不明 そのままプラ包装に 出している 3.0% 第れがひどいものは 洗ってプラ包装に出している 23.3% 適正処理世帯 91.8% うれがひどいものは 可燃ごみとして出している 68.5%

図表2-16 ペット・プラ製容器包装の分別状況(SA)

類は55%、分別の判定が面倒な袋・シート類は73%となっており、分別率が比較的低い水準にとどまっている。



**-** 37 **-**

#### (3) ごみ収集の有料化

#### ア 有料化に対する意見

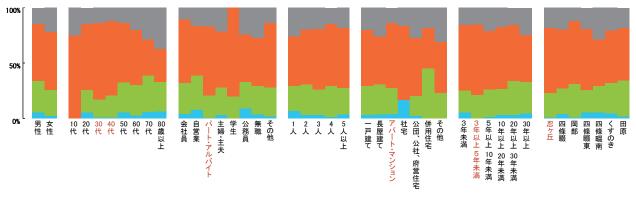
本市における今後のごみの有料化については、「賛成」は4%、「条件付き賛成」26%で、両者を合計した賛成の割合は29%となっている。これに対して、「反対」は51%を占めている。また、賛成・反対のいずれでもない「その他」は20%となっている。

主たる回答者の性別でみると、男性と比較して女性では「賛成」の割合が低い。年代別では30代、40代では「反対」の割合が高いのに対して、50代以上では「反対」の割合は減って、「賛成」の割合が高くなる傾向を示す。

世帯の属性別でみると、パート・アルバイト、アパート・マンション等の世帯では反対の割合が高くなっている。

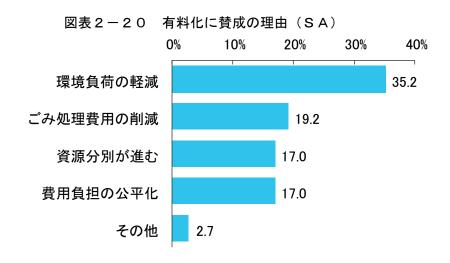
図表 2-18 有料化に対する意見 (SA) 賛成 3.7% その他 19.5% 条件付き賛成 25.6%

図表2-19 属性別にみた有料化に対する意見(SA)



#### イ 有料化に対する賛成・反対の理由

有料化に賛成の理由は「ごみ減量化が促進され環境負荷が軽減されるから」(35%)が最も高い割合を示し、以下、「ごみ処理費用の削減」(19.2%)、「資源分別が進む」(17%)となっている。



有料化に反対の理由は「不法投棄が増え環境等が悪化するから」(32%)が最も高い割合を示し、 以下、「費用負担が発生」(22%)、「税の二重取りになる」(10%)が続く。

